

---

---

日 点 委 広 報

---

# 日本 の 点 字

## 第 9 号

---

### 目 次

卷頭言 点字のふるさとを訪ねて（副会長 阿佐 博）	1
第15回日本点字委員会総会報告	6
点字表記に関する問答欄	
動詞「する」の切れ続き	9
古文のかなづかいにおけるルビの扱いについて	13
点字楽譜についての決定事項	18
コンピューター用言語の6点式点字表記	
—相互変換用点字専門委員会報告—	19
編集後記	24

---

1981年11月

日本点字委員会

## 卷頭言 点字のふるさとを訪ねて

副会長 阿 佐 博

今年の夏、盲学校の教員を対象にした樂善会のツアーハーに加わって、わずか十日間にしてすぎなかったが、ヨーロッパの旅をした。フランスやイギリスの盲人施設を見学してみたいということと、それよりももっと強くルイ・ブライユ記念館を訪ねてみたいという希望が、わたしにはあった。そして、8月14日午前、ベルサイユ宮殿を見学に行く一行の大半の者と分かれて数名の仲間とともに年来の希望を果たすこととしたのである。

この記念館は、パリの東北、車で約4、50分のクーブレーという小さな町にある。1809年1月4日、ブライユが生まれた生家が、そのまま記念館として残されているのだ。玄関と仕事場と、その裏手にある、今でいうリビングキッチンのような部屋と、2階の一部屋から成る小さな家である。その前のブライユ通りと言われるあまり広くない道の両側には、同じような小ぢんまりした古めかしい家がまばらに建ち並び、人影も少なく、小鳥の声さえ聞こえてくるような、クーブレーというのはそんな静かな田舎町であった。

記念館の前に車が止まって、出て来た管理人は意外にもカンボジア人だという。彼は公務員だったが、カンボジアの政治情勢が難しくなり、1975年にフランスに亡命していたのであるが、2か月前からこの管理人になることができ大変喜んでいると話してくれた。東洋からの訪問客を迎えてうれしいとも言ってくれた。

我々は、正面にブライユの胸像のある狭い玄関に入った。左側のドアーを開けるとそこが馬具師であったブライユの父の仕事場であり、今も鞍やバンドや鎖や蹄鉄など馬具類が壁に掛けられていた。その一隅に傷だらけになって、古びてはいるが、櫻で作ったがんじょうな仕事机があり、その前に皮張りの小さな椅子が1脚置かれてある。3歳のブライユがこの椅子によじ登り、さらに仕事机にあがって遊んだという、その椅子と机である。この机の上でブライユは、先のとがった小刀をもてあそんでいるうちに、誤って眼を突き、それがもとで失明することになるのである。眼を突いたとい

う小刀もガラスのケースの中に保存されている。その傍らでは、歯車がむき出しになり、小さな文字盤の付いた振り子時計が、今もカチカチと時を刻んでいた。それだけのまことにささやかな舞台装置ではあるが、ここで点字創案という大ドラマの幕が切って落とされたのである。160年前のその舞台の様子を想起しながら、わたしは古びた机の端から端までをまさぐり、あるいは椅子に掛け、そして机の端に書かれている短いフランス語の解説を懐中定規で書き取った。幼い日、おそらくブライユも耳にしたであろう振り子時計のゆったりと規則正しい音が、得がたいバックミュージックとして心にしみる。深い感動を覚えつつ、わたしはその音を手持ちのカセットテープに念入りに録音した。おそらくこのテープは、わたしの最も大切な宝物の一つとなることだろう。

次に案内されたのが、いわゆるリビングキッチンである。入って左側の壁ぎわに流しがあり、鍋や釜も残っている。部屋の真ん中にテーブルと椅子が置かれ、流しと反対側の壁ぎわには暖炉があり、その暖炉の前の木の椅子にはブライユの人形が座っていて、幼き日ブライユが使っていたという木靴がはかされていた。その前に小さな机があり、板に鉛を打って作ったアルファベットの文字板が乗っている。机の前に立った父親の人形が、その文字板でブライユ少年に文字を教えているところなのだ。父親の後ろには古びた糸車があり、ペタルを踏んでみるとキーキーと音をたてて回った。母親の踏む糸車の音を聞きながら、こうして学齢に達したブライユは文字の勉強に励んだのであろう。しかし、せっかく文字を覚えても実際には書くこともできず、また読むことのできる本もなかった。向学心にもえる少年ブライユがどんなにもどかしい思いをしたことか、まことに想像に余るものがあるが、そのもどかしさこそが後年点字の創案に異常なまでの熱意を傾ける原動力となって爆発したのであろう。しかし、残念なことにブライユは点字を完成したのち、胸を冒され、職場を離れて、この家に帰って療養に努めなければならなかつた。この部屋の一番奥の壁をくり抜いた形で取り付けたベッドが、彼が療養し、そして43歳で最期を迎えたベッドである。その上には、今も羽根ぶとんが置かれ、ベッドカバーが掛けられてあった。言いようのない懐かしさと感謝の念に満たされて、わたしはそのベッドに手を置きしばし立ちつくしていた。

2階の部屋は資料館になっていて、そこには世界各地から送られてきた点字器や点字書などが納められている。古いものが多く、点字の歴史を訪ねる人々にとっては正に宝庫である。ただ残念なことに、我が国からの出品物は極めて少數のように思われた。

この記念館から約300メートル離れた所にブライユの記念碑が建っている。1952年、すなわち、ブライユ没後100周年を機に、彼の遺骨は、ビクトル・ユーゴーやエミール・ゾラのようなフランスの偉人の眠るパリのパンテオンに移された。名実ともにフランスの偉人の仲間入りをしたわけだが、その際、片手の骨がこの記念碑のもとに残されたのだという。お花畠に囲まれて、石の台座があり、その上に彼の像は立っていた。台座の後ろに回ると、そこにはいわゆる「ブライユの点字配列表」が刻まれている。この配列表の作成は、点字完成への第1歩であったことに違いはないが、アルファベットをはじめ各種の符号や数字や楽譜などと考えていくと、これだけの組み合わせではとても対応しきれるものではない。ブライユは、おそらく明けても暮れてもこの配列表とにらめっこしながら考え続けたことであろう。そして、ついにすばらしいひらめきを得ることとなるのである。それは前置符号という考え方で、数符や外字符や大文字符などのたぐいである。この方式を拡大していけば、その組み合わせはたちまち幾倍にもなり、この方式によって6点点字は完成したとも言えるのである。我が国語への翻案に当たっても随所にこの前置符号の思想が生かされていることは周知のところである。わたしは、台座に刻まれたその配列表をまさぐりながら、若き日のブライユもまた何百回何千回とこの配列表の上に指をすべらせたであろうことを思い、感慨深いものを覚えた。

点字に関しては、世界各地で今なお研究が続けられ、より理想的な表記を追い求めている。我が日点委もその一つのグループで、発足以来15年間、我が国における点字表記の統一と体系化をめざして進んできた。将来もその方向性に変わりはないものと確信しているが、現状を見る限りにおいては、やや複雑な気持ちにならざるを得ないものがある。去る8月28、29の両日にわたって、大阪の山西福祉記念会館で開催された日点委の第15回総会における本間会長の挨拶にも「点字に関する関心がかつてなかったほど高まってきていることを感じさせられます。また、点字出版界も空前の活況

を呈しています。そういう意味から、各方面でいろいろな方々が表記についても考えようになり、ある意味ではいろんな書き方がされておりまして、人によりましては、今ほど点字の書き方が乱れていることはかつてなかったというような表現をされる方もあります。しかし、これは乱れていると言えばそれまでですけれども、要するに将来の発展のための一つの過程・道程であろうとわたしは説明しています。とにかく、研究はいろいろにされてもよろしいわけですけれども、公の図書は、これを読みます読者の立場になって考えなければならないということが第一でございます。そういう意味では、なるべく同一歩調をとることが非常に大事だろうと思うわけです。」と述べられていたが、わたしとしても同感であった。と同時に、一時代の点字研究のリーダーの多くが第一線を退き、あるいは他界されて、この世界にも世代の交替の行なわれつつあることを強く印象づけられる思いでもあった。しかし、現状においては、点字表記の最終決定を行なうのは日点委に委託された任務である。日点委としては各方面的研究を参考にしつつ、かつ広く一般の意見も求めつつ、時代にマッチしたより合理的な、より体系的な表記法確立のためにさらに努力したいと考えるものである。

一方、点字書製作の面においても画期的な変化が起こりつつあり、盲学校にも昨年度から「点字複製装置」が導入されることとなり、点訳したもののコピーが可能になってきた。点訳書をコピーし、全国ネットにより相互供給しあうシステムでもできれば、点字読書界としては正に画期的な時代を迎えることとなる。その実現もそう遠くはないものと思われる。わたしは、この夏の旅行で、バランタン・アウイ協会やRNIBをも訪ねて点字書供給事業の一部を見学してきたが、やはり点字書製作過程の革命が進行しつつあるらしかった。フランスでもイギリスでも、すでに点字カセットシステムが稼働しており、磁気テープに記録した情報を用紙に打ち出すこともでき、また、亜鉛板の製版機に直結することもできるとのことであった。アウイ協会ではペーパーレスプレールの機械も見せてもらった。これはまだ1行12マスのピンが作動するだけであり実用的なものとは思えなかつたが、ここまで開発が進んでいれば実用化への道もそう遠くはないだろう。RNIBでは、一般図書のほかに30種類もの点字雑誌を出しているとのことで、点字タイプライター式のキーを打ってテープへの記録作業に精を出していた。我々に応対してくれた若い技術者は、ラグビーを主にしたスポーツ雑誌

を打っているところであった。そして、他の部屋ではローラー式のものではなくて、上下に取り付けた亜鉛板でプレスするという型の印刷機が何台も大きな音をたてて動いていた。

ブライユ記念館を訪ね、アウイ協会やRNIBで点字技術の最先端を見て、わたしは不思議な気持ちにおそわれていた。点字技術は今後ますます進歩し、我が国においても、なお各種の装置が開発されることであろう。それは、言うまでもなく、我々の読書環境の改善につながり、点字の恩恵は一層増大するはずである。この点字を大切にし、古めかしい言い方ではあるが、ブライユの恩義に応えたいものとしみじみ思ったことであった。

#### ――お願い――

最近日点委に対して、点字の技能に関する評価基準がないかとの問い合わせが多くあります。しかし、日点委としては、そのような評価基準を定めてはおりません。そこで、本誌総会報告（7ページ参照）のとおり、全国各地でどのようなものが用いられているか、具体的に調査することになりました。お手数ですが、もしお手持ちの基準がありましたら日点委事務局までお送りくださいますようお願いいたします。また、お手許になくても御存知の資料がございましたらぜひ御一報ください。それらに基づいて、日点委として評価基準を作るかどうか検討したいと考えております。よろしくお願ひいたします。

## 第15回日本点字委員会総会報告

日本点字委員会は、1981年8月28、29日の両日に大阪市北区の山西福祉記念会館において第15回総会を開催し、次の事項を協議した。出席委員は本間一夫会長はじめ18名、オブザーバーは7名であった。

### 1. 古文のかなづかいにおけるルビの扱いについて

関東小委員会で検討した原案「古文表記の問題点」に基づいて、古文のかなづかいとルビの表記について協議した。かなづかいについては、①すべて歴史的かなづかいとする、②和語は歴史的かなづかい、漢語は現代語に準じた表記とする、③かなは原文どおりとし漢字は現代語に準じた表記とする、④すべて現代語に準じた表記とする、の四つの原則が考えられるが、当面『改訂日本点字表記法』の原則（上記の②に当たる）に変更を加えないこととした。しかし、漢字で書かれている語はすべて現代語に準じて表記する書き方にも長所があるため、引き続き今後とも検討していく研究課題とした。ルビの取り扱いについては、①和語は歴史的かなづかいで書き表わし漢語は現代語に準じて書き表わすという古文のかなづかいの原則はルビに優先する、②呉音・漢音・唐音などの漢字音の読みを表わすルビは、これを尊重し、現代語に準じた表記でこれを書き分ける、③以上の規定に従って表記したのち、必要な場合には、無視したルビや通常の読みなどをその語句の直後に第1カッコでくくって書き添えてもよい。なお、以上の3項目は、人名や地名などの固有名詞のルビについても同様に取り扱うものとする、という一応の結論を得た。その詳細については、別項の「古文のかなづかいにおけるルビの扱いについて」を参照されたい。

### 2. サ変動詞をめぐる切れ続きについて

近畿点字研究会からの提案「サ変動詞＜する＞に関する一考察——＜する＞が独立した動詞とは——」について審議しこれを確認した。審議過程で付け加えられた意見や語例をも含めて成文化し、「日本の点字」第9号の問答欄に掲載することになった。

### **3. 点字楽譜専門委員会報告の承認**

日本点字委員会の第13回総会に報告され「日本の点字」第7号に仮決定事項として掲載された「和音の記載法」など点字楽譜専門委員会からの報告は、一部文章表現を変更して本決定とした。詳細は、別項の「点字楽譜表記についての決定事項」のとおりである。なお、点字楽譜については、邦楽・洋楽の両面にわたり多くの研究課題を残しているため、その研究課題を明らかにした上で、今後も専門委員会を存続させることとした。その際、点字楽譜の自動点訳の研究に備えて、コンピューターで処理ができる配慮をも加えて検討してもらうこととした。

### **4. 相互変換用点字専門委員会報告の承認**

1981年5月10日の相互変換用点字専門委員会において、関係者の間で合意をみたJIS C 6220のキャラクタセットの6点式情報変換用点字符串についての報告・提案があり承認された。JIS C 6220のキャラクタセット6点式情報変換用点字符串の詳細については別項の相互変換用点字専門委員会報告「コンピューター用言語の6点式点字表記」のとおりである。

なお、同専門委員会で継続審議中の8点式（6点点字の下にA点・B点をそれぞれ加える）点字キャラクタ、及び、緊急性を有する点字コードの決定については、次回の総会前に成案が得られれば、文書によって各委員の承認を得て決定事項とし、総会において報告することもあり得る旨確認した。また、ラインプリンター等によって打ち出される点字の点の大きさや点と点との間隔などについて標準的なものを検討していくこともあわせて承認された。

### **5. 点字技能の評価基準に関する調査研究について**

点字の技能を評価するために現在どのようなものが実際に用いられているか、日点委事務局が中心となって、全国的な規模でこれを調査することにした。そして、その資料に基づいて、日点委自身が評価基準を作成するかどうかも検討し、次期総会に提案することになった。

### **6. 点字数理・科学記号専門委員会の新設**

点字数学記号専門委員会・点字理科記号専門委員会は、これまでに、点字記号の体系化と解説書の作成に当たってきたが、現在、それぞれに成案を得て出版刊行のため

の作業を行なっている。この編集出版事業が終わり次第両専門委員会は解散されることになっている。しかしながら、点字と墨字との相互変換等にかかわってさらに問題点を検討する必要があるため、新たに標記の点字数理・科学記号専門委員会を設置することにした。専門委員会は、第13回日本点字委員会総会において世盲協数学・科学専門委員会の委員として選出された6名の委員に、新たに8名を加えて構成した。専門委員の氏名は次のとおりである。岩崎英正（埼玉県立川越図書館）、尾関育三（筑波大学附属盲学校）、加藤俊和（日本ライトハウス）、木塚泰弘（国立特殊教育総合研究所）、戸塚愛子（日本点字図書館奉仕者）、鳥山由子（筑波大学附属盲学校）、長岡英司（国立職業リハビリテーションセンター）、生井良一（東京工業大学大学院生）、長谷川貞夫（筑波大学附属盲学校）、原田哲夫（日本ライトハウス）、疋田泰男（日本ライトハウス）、藤芳衛（大学入試センター）、水田敏彦（東京点字出版所）、宮田信直（日本ライトハウス）。なお、委員長は尾関育三委員に委嘱した。

「日本の点字」第8号（試験問題の形式特集号）は、なお多少残部があります。  
点字・墨字版ともに400円（墨字版の送料は1冊200円。ただし、冊数が多くな  
れば割安になりますのでお問い合わせください。）御注文は日本点字図書館内、日  
本点字委員会へ。

## 点字表記に関する問答欄

### 2. 動詞「する」の切れ続き

**問い合わせ** 『改訂日本点字表記法』の用例の中に、「遊びの□邪魔□する」とか「社会□生活□する」というのがありますが、複合動詞の「邪魔する」とか「生活する」との切れ続きの違いを説明してください。

**答え** 同じような問題が近畿点字研究会で問題になり、日本点字委員会の第15回総会でも話し合われましたので、その結果を踏まえてお答えいたします。

#### (1) 独立の動詞の場合

独立の動詞である「する」が副詞などの連用修飾語に続く場合、「する」の前を区切ります。たとえば、「どう□したの」「やっぱり□したか」「美しく□してね」「静かに□してた」「急いで□したら」「運動を□する」「はっきりと□させなさい」などがそれに当たります。

#### (2) 代動詞の場合

「する」が他の動詞の意味を代行する代動詞の場合も、独立の動詞の場合と同じく「する」の前を区切ります。この場合、前の語が助詞を伴わない名詞であることもありますので、複合動詞と間違えないようにする必要があります。時間の経過を表わす代動詞として「1週間□する」とか「しばらく□する」などがあります。金額がいくらであるかを表わすものとして「100円□する」や「いくら□する」などが例示できます。また、ある状態を表わすものとして「こわい□顔□する」などもそれに当たります。その他に、「作る」を意味するものとして「つばくらが□土で□家□する□木曽路かな」という俳句もあります。

#### (3) 複合動詞の場合

名詞や副詞などと「する」が結びついて複合動詞になっている場合には、「する」の前を続けます。この場合、「人を□愛する」とか「身を□挺する」などのように、1字漢語に「する」が結びついたものは全く問題がありませんが、「勉強する」とか「運

動する」などのように2字漢語に「する」が結びついたものは、多少問題があります。初心者の中には「はっきりする」や「ヨーロッパ化する」などと同じように、「勉強する」などについても「する」の前を区切ってしまう人も少なくはありません。さらに、これらを複合動詞と認めがたいとする人や、たとえ複合動詞であっても、複合語の内部の切れ継ぎで区切ってはどうかという意見もあります。

しかしながら、これらは複合動詞として取り扱われる場合が多いし、続けて書き表わす習慣が定着しておりますので、『改訂日本点字表記法』の第4章第2節の1.の規定によって、2字漢語に「する」が結びついた程度の短い複合動詞はひと続きに書き表わすことにしたのです。そういうわけですから、のちに述べる4字漢語の複合動詞の場合と区別しにくいという御意見もおありかと思いますが、表記法の規定どおり実施してください。

#### (4) 連用修飾語に続く複合動詞の場合

副詞などの連用修飾語に続く複合動詞の内部の「する」は、そのまま続けて書き表わします。たとえば、「あした□討論する」や「静かに□深呼吸する」などがそれに当たります。このように連用修飾語は複合動詞の全体にかかるものですから、複合動詞の内部に変化をもたらしません。そこで、複合動詞の原則どおり、「する」の前は続けて書き表わせばよいのです。ただ、「もっと□ゆっくりして□ください」の場合、「くつろいで」の意味ならばこれでよいのですが、「遅くして」の意味であれば「もっと□ゆっくり□して□ください」と書き表わしたほうがよいなど、文脈によって多少判断する必要があります。

いずれにしても、ここまで独立した動詞や代動詞の「する」の前は区切り、複合動詞の「する」の前は続けるという原則どおりに比較的容易に書き表わすことができます。次項以後もこの原則は変わらないのですが、文脈の中での「する」の役割が変わるので、区切り方にも変化を生じてしまうことになります。

#### (5) 連体修飾語と体言に続く動詞の場合

連体詞や形容詞などの連体修飾語は、体言（名詞）にしかかかりませんので、そのあとに続く「する」は独立した動詞ですから、前を区切ることになります。たとえば、「この□相談□する」とか「短い□旅行□する」とか「変な□うわさ□する」とか

「ハードな□練習□する」などがそれに当たります。この場合、「この」とか「短い」などの連体修飾語は、「相談する」とか「旅行する」などの複合動詞にはかからず、「相談」とか「旅行」などの名詞にだけかかりますから、「する」は独立の動詞として「この相談」や「短い旅行」をまとめて受けことになりますので、「する」の前を区切る必要があるのです。

なお、「遊びの□邪魔□する」とか「英語の□勉強□する」などのように名詞に助詞の「の」を加えたものも連体修飾語ですから、「こ、そ、あ、ど」の連体詞などと同じように扱います。ただこれらの連体修飾語は、常に次の名詞にだけかかりのではなくて、「この□興奮させる□文章」とか「敵の□攻撃しやすい□目標」とか「あなたの□尊敬する□人」などのように、もう一つの連体修飾語である複合動詞を飛び越えて次の名詞にかかっている場合もありますので、十分文脈の中での役割を考えることが必要となっています。

#### (6) 内部にマス接頭辞を含む複合語に続く動詞の場合

『改訂日本点字表記法』第4章第2節6の規定により、「社会□生活□する」のように二つ以上の自立可能な意味の成分を持つ4字以上の漢語に「する」が続いてできた語は、たとえそれが全体として複合語と考えられても、その内部を区切ることになっています。ですから「受験□勉強□する」「電話□連絡□する」「記者□会見□する」「奉仕□活動□する」「団体□割引□する」などのように、「する」の前に助詞の「を」が省略されたと考えられるものは、「する」の前を区切ることになります。また、「一進□一退□する」「叱咤□激励□する」「立身□出世□する」「一致□団結□する」「研究□討議□する」「調査□研究□する」「善戦□健闘□する」「押し合い□圧し合い□する」などのように、並列的な関係の複合語に「する」が続いた場合も同じように区切ります。

ところが、「断固□反対する」「長期□出張する」「一時□停止する」「直接□選挙する」などのように、文脈によっては連用修飾語に続く複合動詞と考えたほうがよい場合もありますので、これらはその文章の解釈にふさわしい形で書き分ける必要があります。

なお、4字以上の漢語の複合語でなくても、これらと同じように扱う必要があります。

す。たとえば「リモート□コントロール□する」「スポーツ□マッサージ□する」「ビタミン□注射□する」「ガソリン□補給□する」などの外来語や混成語などがそれに当たるわけです。

「する」は、「音楽する」とか「権利する」など、新たな複合語を生みやすい語ですから、独立の動詞や代動詞の前は区切り、複合動詞は続けるという原則に従って処理してください。

『改訂日本点字表記法』を増刷いたしましたので御利用ください。定価は点字版1,200円（送料無料）、墨字版600円（送料200円）。ただし、冊数が多くなれば、墨字版の送料は下記のとおり割安になります。御注文は、日本点字図書館内日本点字委員会へ。

墨字版送料は書籍小包料金で次のとおりです。

1 冊	2 冊	3～4 冊	5～6 冊	7～8 冊
200 円	250 円	300 円	350 円	400 円
9～10 冊	11～12 冊			
450 円	500 円			

13冊以上は小包扱いになりますので距離や重量によって料金が異なります。

## 古文のかなづかいにおけるルビの扱いについて

日本点字委員会は、古文のかなづかいについて『改訂日本点字表記法』の第3章第5節の1.で、「古文の和語は歴史的かなづかいで書き表わし、漢語は現代語に準じて書き表わすことを原則とするが、目的や必要に応じてすべて歴史的かなづかいで書き表わしてもよい。」という立場をとっている。

この場合、後半の「目的や必要に応じてすべて歴史的かなづかいで書き表わしてもよい。」というのは、古典研究や国語・国字問題の研究、あるいは歴史の資料などの場合、原本に用いられているかなづかいのとおりに点訳されることを想定しているのである。また読み物として気楽に読む場合でも、初めからかな文字で書き下ろしてある物語や日記などはできるだけ漢語を使わないように心がけているようなので、すべて歴史的かなづかいで書かれても一般の読者に抵抗は少ない。しかしながら軍記物など初めから和漢混交文で書き下ろしてあるものは漢語の出現率が高いので、すべて歴史的かなづかいで書き表わすことは必要最小限度にとどめた方がよさそうである。

前半の「古文の和語は歴史的かなづかいで書き表わし、漢語は現代語に準じて書き表わすことを原則とする」という規定は、教科書や学習参考書あるいは試験問題などを想定して定められた基準である。和語の場合、その当時の発音に近いかなが用いられている場合が多いし、文法の活用やそれと関連した送りがななどの関係が深いので、教育上歴史的かなづかいにしておく必要があるからである。これはかなで書かれた和語はもとよりのこと、漢字の訓に当たる部分についても同様である。

これに対して漢語は元来中国語の音をそのまま日本語の中に採り入れたものであり、それに対するふりがなは、いわば発音記号のようなもので、しかもふりがなの仕方はかなづかいの歴史とともに異なっているから、その当時の音を残してさえいれば現代語に準じたかなづかいでふりがなをふっても問題はないわけである。特に拗音や長音はほとんどが漢語に表われ、和語にはめったに表われないものであるから、拗音や長音符を伴う現代語のかなづかいを古文の漢語に用いると点字使用者にとって読みやす

いものとなる。墨字においては漢語は漢字で書かれている方が圧倒的に多いので、晴眼者は漢字を見ながらその当時の音を読んでいるのであって、その当時のかなづかいを念頭に置くことは必要ではないのである。その意味で漢語を現代語に準じたかなづかいにしておくことは、点字使用者の不利を少しでも解消しておくことに役立つのである。この場合、吳音・漢音・唐音などの漢字の読みの違いを明らかにし、それぞれの音を現代語に準じたかなづかいで表わすことも必要である。

こう見えてくると、教科書や学習参考書でなくとも、少なくとも和漢混交文や漢文の読み下し文などで漢語が多く使われている古文についても、この原則を採用した方がよいように思われる。さらに学生や一般の読者に和語と漢語の意識を明確にすることに役立つという側面もある。

ところが読者にとって有利なこの原則も、点訳に際しては若干問題がある。漢字で書かれた和語や混成語の和語の部分、言い替えれば漢字の訓の部分に歴史のかなづかいのふりがながあればよいが、そうでなければ点訳者がその部分を歴史のかなづかいで表記しなければならないことである。逆に歴史のかなづかいでかな書きされた漢語の場合は、それに相当する漢字を当てはめたのち、現代語に準じたかなづかいで表記なければならないのである。特に、「大坂」を「オホサカ」と書き、「逢坂」を「アフサカ」と書き分けるなど、人名や地名などの固有名詞の場合はむずかしい。

この場合、和語と漢語の区別をする原則を崩してかなをそのまま書き表わし、漢字は現代語と同じく表記することにすれば点訳は随分楽になる。ところが今度は、動詞や形容詞の活用語尾が漢字の中に含まれる場合、どう表記するかという新たな問題が起こってくる。また、「ヤウ」と「ヨー(様)」のように、同じ語がかなで書かれているか漢字で書かれているかで異なった表記となって、語意識を混乱させるという面もある。

結局、『新潮国語辞典』などのように和語や漢語あるいは混成語や外来語を書き分けて見出しを構成している辞書などを参考にして、原則どおり和語と漢語を書き分けることが差し障りが最も少ないようである。なお古文のかなづかいについては、今後も慎重に検討していくこととして、当面は現在の原則どおり書き表わすことになった。

ところで、古文のかなづかいの問題で教科書や学習参考書はもとよりのこと、特に

制限された時間の中で読み取らなければならない試験問題の表記に際して、ルビをどう扱うかが大きな問題である。特に漢語に付されている歴史的かなづかいをそのまま優先して採用すると、点字使用者に混乱をひき起こすのである。そこで日本点字委員会では、古文のかなづかいのルビの扱いについて次の項目を確認し、関係方面で実施していくこととした。

- (1) 和語は歴史的かなづかいで書き表わし、漢語は現代語に準じて書き表わすという古文のかなづかいの原則はルビに優先する。
- (2) 呉音・漢音・唐音などの漢字音の読みを表わすルビはこれを尊重し、現代語に準じた表記でこれを書き分ける。
- (3) 以上の規定に従って表記したのち、必要な場合には、無視したルビや通常の読みなどをその語句の直後に第1カッコでくくって書き添えてもよい。  
なお、人名や地名などの固有名詞のルビもこれらと同様に取り扱うものとする。

次に、これらの規定について『おくのはそ道』の書出しの部分から例をとって解説する。

(1)の規定から、漢字で書かれた和語や混成語の和語の部分である字訓に歴史的かなづかいで付されているルビは、そのまま書き表わすこととなる。しかしながら、漢語である漢字音の部分に歴史的かなづかいで付されているルビはそれを無視して、古文のかなづかいの原則どおり現代語に準じた表記を行なうこととなる。たとえば、「江<sup>かう</sup>上<sup>じょう</sup>」というルビは無視して、「コーチョー」と書き表わし、「道祖神<sup>だうそじん</sup>」というルビは無視して、「ドーソジン」と書き表わすこととなるのである。

(1)の規定によって、漢語はすべて古文のかなづかいの原則どおり現代語に準じて表記することになるが、これはあくまでも歴史的かなづかいのルビを無視して現代かなづかいで表記するという意味であって、その漢語の漢字音の読みの違いを表わしているルビをも無視してよいという意味ではない。(2)の規定によって、同じ漢語に吳音で読ませたい学者と漢音で読ませたい学者とが異なったルビをふった場合、それを無視してはならないことになっている。ただ、ここに「尊重し」となっているのは、その

漢字音を表わすルビが歴史的かなづかいで書き表わされている場合に、そのルビを機械的に採用してはならないことを意味している。言い替えれば、その漢字音の読みを表わすルビを尊重し、その漢字音の読みが呉音であるか漢音であるかの違いを書き分けるけれども、そのふりがなが歴史的かなづかいでふってあれば、それを現代語に準じた表記に替えて書き表わさなければならぬことを示している。たとえば、「百代」<sup>はくたい</sup>とルビがふってあれば、その漢語を漢音で読めという意味であり、このルビは現代語に準じた表記であるからそのまま「ハクタイ」と書き表わす。しかしながら、同じ語に「百代」<sup>ひゃくたい</sup>というルビがふってあれば、それは呉音で読めという意味であり、しかもそのルビが歴史的かなづかいでふってあるから、現代語に準じた表記に替えて「ヒャクダイ」と書き表わすことになるのである。

(3)の規定は、(1)の規定によって無視した歴史的かなづかいのルビが、問題の解釈上必要に思われる場合に、現代語に準じて表記した語の直後に第1カッコでくくって書き添えることもあることを示している。また、(2)の規定によって、著者が指定したその漢字音の読みが現代語で通常使われていない漢字音の読みである場合に、漢字を見ることができない点字読者がその漢語自体を理解できなくなることを防ぐために、ルビで指定された読みでその語を書き表わした直後に、その漢語の通常の読みや通俗的な読みを第1カッコでくくって書き添えることもできることを意味している。たとえば、前者の例として「コーチョー（カウシヤウ）」と書き表わしたり、後者の例として「ハクタイ（ヒャクダイ）」と書き添えるようなことができるるのである。

尚書きについては、点訳上固有名詞のルビの扱いは普通名詞などに比べてむずかしいことがあるけれども、以上の(1)から(3)の規定に準ずることが適当であることを意味しているのである。たとえば、「センジュ（千住）」ではなく「センジュ」と書き表わし、「ソウゴラウ（惣五郎）」ではなくて「ソーゴロー」と書き表わすのである。また、「ソーカ（サウカ）」（草加）と書き表わすなど普通名詞の場合と同じ扱いでよいのである。

最後に、このような古文のかなづかいの原則と、それに基づくルビの扱いがなぜ行なわれなければならないのかについて確認しておく必要がある。漢字かな交じり文の原本をかな体系である点字に訳した場合、特に漢字で書かれていた部分について、墨

字と点字の使用者の間に大きな差異が生じることは容易に理解されるであろう。漢字の場合、たとえ読みなくともその語のイメージが湧き、意味を理解することができる。さらに古文での読みやかなづかいがわからないとしても、現代語での読みやかなづかいは想定できることが多いのである。このことは、和語はもとよりのこと、漢語であっても大差はないのである。

ところが、点字使用者の場合は事情はだいぶ異なってくる。和語であれば歴史的なづかいで書かれた点字を読んでも、耳で読みを聞いただけでもその語のイメージが湧き、その意味を理解することができる。しかしながら、漢語の場合は同音異義語が多く、現代語であっても正確に理解することが容易ではない。まして日頃使い慣れていない歴史的なづかいで書かれていては、その語のイメージを浮かべて意味を理解することはもとよりのこと、それを正しく読んで耳で聞いた漢語の音と結びつけることもむずかしいのである。

その意味で、漢語は現代語に準じたかなづかいを行ない、その音と文脈からその意味を理解することが必要となるのである。点訳者にとっては多少面倒な作業ではあるが、かな体系である点字の読者によりよく理解されるためにこのような立場をとったのである。

# 点字楽譜記号についての決定事項

## 1. 和音の記載法について

一般用の点字楽譜は音符法（『世界点字楽譜解説』における音符法Ⅰを示す）によって記し、専門的な楽譜は音程法によって記すことを原則とする。

## 2. 日本歌曲における歌詞と音符との結びつきについて

- (1) 歌詞の1音節で、旋律の2音符以上を付けて歌うときは、その音節のあとに音符の数に応じて必要数  を記す。
- (2) 1音符で2音節以上の歌詞を付けて歌うときは、その音節を  ～  ではさむ。
- (3) 教育用図書において前2項の方法は、中学校程度以上の段階から採用することが望ましい。

注 ——歌詞の長音・促音・撥音はいずれも1音節とする。

## 3. ギターなどの楽譜に用いるコード・シンボルについて

短縮楽譜形式のコード・シンボルについては、音符を用いた方法、及び、一般に五線譜で用いているアルファベットや数字による方法がある。

# コンピューター用言語の6点式点字表記

## —— 相互変換用点字専門委員会報告 ——

近年、情報処理及びデータ伝送に、視覚障害者がかかわることが多くなってきていた。しかしこれらの情報処理等に用いる点字符串については、これまで統一されたものがなかったため、各機関独自の点字符串が互いに関連なく使用されてきた。

そこで本専門委員会では、情報処理等に用いる点字符串の統一を図るため、関係者による会議を持ち慎重に審議を行なった。その結果、JIS C 6220に規定された各图形キャラクタに対応する点字符串について合意をみたので、第15回総会に報告し、承認されたものである。

なお8点式点字キャラクタ及び点字コードについては継続審議中である。

### 1. 適用範囲

本規定は、情報処理及びデータ伝送を行なうシステム間で情報交換に用いる点字符串に適用する。

### 2. 用語の意味

本規定で用いる主な用語の意味は次のとおりとする。

- (1) 記号キャラクタ 記号を表現するキャラクタ集合。
- (2) 数字キャラクタ 数字を表現するキャラクタ集合。
- (3) ローマ大文字キャラクタ ローマ文字の大文字を表現するキャラクタ集合。
- (4) ローマ小文字キャラクタ ローマ文字の小文字を表現するキャラクタ集合。
- (5) 片仮名キャラクタ カタカナを表現するキャラクタ集合。
- (6) モードフラグ 各キャラクタ集合を支配する前置符号で、支配範囲は次のモードフラグまたはリセット符号が現われるまでとする。
- (7) 数字フラグ 数字キャラクタを支配するモードフラグ。
- (8) ローマ大文字フラグ ローマ文字用7単位または8単位符号のうち、ローマ

小文字キャラクタ集合を除いた範囲を支配するモードフラグ。

- (9) 片仮名フラグ カタカナ用 7 単位または 8 単位符号を支配するモードフラグ。
- (10) リセット符号 リセット状態は、ローマ文字用 7 単位または 8 単位符号のうち、ローマ大文字キャラクタ集合を除いた範囲となる。

### 3. 符号

#### 3.1 符号の種類

本規定で定める点字符串は、次の 2 体系とする。

- (1) J I S C 6220 で規定された情報交換用符号のキャラクタのうち、“間隔”キャラクタ (S P) と 157 個の図形キャラクタに対応する点字キャラクタ
- (2) 点字コード

#### 3.2 点字キャラクタ

ここでは、8 单位符号の“間隔”キャラクタ (S P) 及び図形キャラクタに対応する点字キャラクタについて述べる。

7 单位符号の場合は、機能キャラクタ S I 及び S O が、ローマ文字とカタカナ文字の区別をするときのフラグ設定に置き換わった形式となる。

“間隔”キャラクタ (S P) 及び図形キャラクタに対応する点字符串は、次の領域から成る。

- (1) 位置 02／0 の“間隔”キャラクタ (S P) として 二。
- (2) 列 02～列 07（ただし、位置 02／0 及び 07／15 を除く）には、94 個のローマ文字用図形キャラクタとして、表 1。
- (3) 列 10～列 13（ただし、位置 10／0 を除く）には、63 個のカタカナ用図形キャラクタとして、表 2。
- (4) ローマ文字用図形キャラクタの内部集合として、位置 03／0～03／9 の数字キャラクタ。
- (5) ローマ文字用図形キャラクタの内部集合として、位置 04／1～05／10 のローマ大文字キャラクタ。
- (6) ローマ文字用図形キャラクタの内部集合として、位置 06／1～07／10 のロ

ーマ小文字キャラクタ。

### 3.3 点字キャラクタを支配するモードフラグ

同一形状の点字符串の識別符号として、次の4個のモードフラグ及びリセット符号を定義する。

- (1) 数字フラグ  数字キャラクタ及び位置02／14の記号キャラクタ“ピリオド”を支配する。属性はローマ文字である。数字フラグは、ローマ大文字フラグのもとではローマ大文字に属し、他のフラグのもとではリセット状態に属する。
- (2) ローマ大文字フラグ  位置02／0～06／0及び07／11～07／14を支配する。ただし、位置03／0～03／9のキャラクタは、内部フラグとして数字フラグを置かなければならない。
- (3) 片仮名フラグ  カタカナ用図形キャラクタ 位置10／1～13／15、及び位置02／0“間隔”キャラクタ（S P）を支配する。
- (4) リセット符号  開始直後他のフラグが現われるまで、及びリセット符号が置かれた後ろのモードはローマ小文字に属し、位置02／0～04／0及び05／11～07／14を支配する。ただし、位置03／0～03／9のキャラクタは、内部フラグとして数字フラグを置かなければならない。

### 3.4 その他の符号

- (1) “否定”の記号を必要とする場合は  を使用する。
- (2) 行の継続を表わす必要のある場合は、継続行の行頭に  を置く。この記号の前の行末のS Pは、意味あるS P以外、無視するものとする。
- (3) プログラム上において、意味ある“間隔”（S P）を表示する必要のある場合は、 を使用する。
- (4) キャラクタを新しく追加するときには、拡張用フラグ  を使用する。

表1 ローマ文字用図形キャラクタ

		02	03	04	05	06	07
0		SP	0	@	P	p	
1		!	1	A	Q	a	q
2		"	2	B	R	b	r
3		#	3	C	S	c	s
4		\$	4	D	T	d	t
5		%	5	E	U	e	u
6		&	6	F	V	f	v
7		'	7	G	W	g	w
8		(	8	H	X	h	x
9		)	9	I	Y	i	y
10		*	:	J	Z	j	z
11		+	;	K	[	k	{
12		,	<	L	¥	l	
13		-	=	M	]	m	}
14		.	>	N	^	n	-
15		/	?	O	-	o	

記号の名称

※

SP	(間隔)	(	左小かっこ	/	斜線
!	感嘆符	)	右小かっこ	:	コロン
"	引用符, ウムラウト	*	アステリスク	;	セミコロン
#	番号記号	+	正符号	<	不等号 (より小)
\$	ドル記号	,	コンマ, セディユ	=	等号
%	パーセント	-	ハイフン, 負符号	>	不等号 (より大)
&	アンパサンド	.	ピリオド	?	疑問符
'	アポストロフィー, アクサンテギュ	@			単価記号

表2 片仮名用図形キャラクタ

		10	11	12	13
0		—	タ	ミ	
1	。	ア	チ	ム	
2	「	イ	ツ	メ	
3	」	ウ	テ	モ	
4	、	エ	ト	ヤ	
5	・	オ	ナ	ユ	
6	ヲ	カ	ニ	ヨ	
7	ア	キ	ヌ	ラ	
8	イ	ク	ネ	リ	
9	ウ	ケ	ノ	ル	
10	エ	コ	ハ	レ	
11	オ	サ	ヒ	ロ	
12	ヤ	シ	フ	ワ	
13	ュ	ス	ヘ	ン	
14	ヨ	セ	ホ	〃	
15	ツ	ソ	マ	。	

記号の名称

。	句点
「	始かっこ
」	終かっこ
、	読点
・	中点
—	長音符号
〃	濁点(後置)
◦	半濁点(後置)

※

[	左大かっこ	{	左中かっこ
¥	円記号		縦線
】	右大かっこ	}	右中かっこ
^	アクサンシルコンフレックス	—	オーバーライン
—	アンダーライン		
`	アクサングラーブ		

## 編集後記

「日本の点字」第9号をお届けします。この号は、特集形式は採りませんでしたが、特集に値するくらいの重みのある内容になりました。その一つは、点字楽譜専門委員会のまとめが本決定になったことで、これによって我が国における点字楽譜の表記にはっきりとした方向づけができました。もう一つは、相互変換用点字専門委員会で、コンピューター用の6点式点字表記について関係者の合意が得られたことです。そのほか、古文表記におけるルビの扱いについても一応の結論を得ました。それぞれの立場からそれに御活用いただければ幸いです。

巻頭言は、この夏ルイ・ブライユの生地を訪ねた阿佐副会長に、その見聞を踏まえて、点字の世界への提言を述べていただきました。ブライユの生家を訪ねただけなどは、阿佐副会長の感動が、そのまま読む者にも感じられるような文章です。

「日本の点字」も次の10号からは二桁になります。本誌は本来広報誌ですから、総会での決定事項や専門委員会の審議経過の報告といった堅い内容になりがちなのですが、この機会に内容的にもゆとりのある編集ができたと考えています。点字を巡る逸話や点字を扱う現場での苦労話、笑い話などを随筆風に紹介するコーナーなどはいかがなものでしょう。8月末の総会では点字に関する研究等を一般から募集することも検討してみてほしいという意見もありました。編集委員会としては、できれば、次の総会に具体的な提案をしていきたいと思います。何かよいアイディアがありましたら日点委事務局までお届けください。

最後になりましたが、関係団体からの助成金の援助が次第に厳しくなってきます。郵便料金の値上がりと相まって、比較的近い将来に関係施設への本誌の無料配布を断念せざるを得なくなりそうです。点字版だけでも無料配布できるよう極力努力いたしますが、あらかじめお含みおきいただけたらと思い一筆書き添えておきます。

(小林)

日本 の 点 字 第 9 号

---

1981年11月1日発行

発 行 日 本 点 字 委 員 会

〒 160 東京都新宿区高田馬場 1-23-4

日本点字図書館内

電話 (03) 209-0241

印刷所 合 同 印 刷 株 式 会 社

〒 130 東京都墨田区業平 2-9-13

---